

へ聞いただけの結果、最初は、津山商業開発(株)がデベロッパーや銀行団から資金を借入して購入したが、途中で銀行団や津山商工会議所の日笠会頭(当時)の指示により、中央街区組合へ貸付先を変更したとの説明がありました。

しかし、特別委員会において、銀行団や商工会議所関係者から事情聴取をしたところ、銀行団からは約定のとおり処理したに過ぎないとの説明がありました。また、商工会議所の当時の日笠会頭や小林専務にも事情を確認しましたが、「組合の話聞いてやってくれ」程度の話を銀行団にしたことはあるが、貸付金の借り手の名義を変えるような指示を出したことはないし、また、第三者の指示で銀行団が動くわけでもない、との説明でありました。

結局のところ、貸付金を津山商業開発(株)から中央街区組合へ付け替えた措置を誰が決断し、誰が同意し、誰が銀行の手続きを行ったのか、真実を説明することはできませんでした。しかし、津山商業開発(株)の代表者の印鑑は、当時、代表取締役であった林氏が保管し、中央街区組合の理事長印は組合事務所で歴代事務長

が保管していたことを考えれば、両者の関係者が銀行団と協議して最終的に決定したことは間違いなさだろうと、特別委員会では判断しております。

次にポンテリカ建設費用等によって貸付けられた三億六千万円についてですが、この貸付金は、関係者の証言などから、熊谷組によるポンテリカ建設費用として支出されていることはほぼ間違いなさだろう、と特別委員会も判断しております。

〔津山商業開発(株)の破産と残る疑問〕

津山商業開発(株)が平成十四年に破産を申し立てたことから、帳簿等の開示を受けることが困難となり、結局、貸付金名目の残りの約三億八千万円と、ポンテリカ貸借名目による五億一千四百万円の使途については、不明のままに終結することになります。

貸付金の一部は、運転資金や、権利者への支払家賃及びポンテリカ仮設店舗の運営経費等へ使われたのだろうと推測が出来るだけ申し上げておきます。

結局、特別委員会の調査が及ばない中で、破産処理が平成十九年一月に完了し、

貸付金約十五億二千三百万円の債権に対して、破産配当金は約七千四百万円であるとの報告を受けました。この結果、中央街区組合は約十四億五千万円の損失が確定し、津山商業開発(株)が保有していた物件は、南新座街区の二階の業務床(旧組合事務所)が未処分として残り、住宅十三戸、地区外物件などは、競売によって、1/10以下の価格で第三者へ処分されています。

〔津山中央開発(株)の場合〕

津山中央開発(株)は、津山商業開発(株)より少し前の昭和六十二年六月に、池幹夫氏、林泰史氏、秋山譲二氏、飛山直之氏、日並明氏、上原耕作氏等が発起人になって設立した権利者法人です。社長は、池幹夫中央街区組合理事長です。そして、この会社へは、中央街区組合から約四億五千六百万円の資金が流れています。津山中央開発(株)は、主には吹屋町第三街区(アイ・ふきや)のスポーツ施設の運営を行っていた会社ですが、平成十六年二月に津山商業開発(株)と同様に、自己破産しています。